

大薬企発第53号
令和4年8月31日

事業主様

大阪薬業企業年金基金
理事長 柳原 良一
(公印省略)

規約変更(案)に伴う「同意書」提出について (お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびは、「同意書」の配布が遅れましたことについて、事業主および加入者の皆さまに大変ご迷惑をかけ、誠に申し訳ございません。

令和4年7月15日の『基金「規約変更(案)」に伴う「同意書」等について (ご連絡)』にてお知らせしておりましたが、8月10日に行政(厚生労働省)より「事前協議書」の了承を得ることができました。

これに伴い、8月30日開催の臨時理事会・代議員会にて、「財政検証の対応に係る規約変更等の一部修正(案)」をご承認いただきましたので、「同意書」をお送りさせていただきます。

裏面の事項にご留意のうえ、令和5年1月13日(金)までにご提出をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。(できる限り年内のご提出にご協力ください。)

敬 具

【 ご留意いただく事項 】

1. 「同意書」は、同封しております「同意書請求用紙」にて、必要枚数をお知らせください。また、送付先を支店等に分けて送付する場合やデータでの送付を希望される場合等、ご希望がありましたらお知らせください。令和4年9月15日（木）までにご連絡が無い場合は、「同意書」（1人用）を加入者枚数分送付いたします。
2. 「同意書」は、事業所ごとに3分の2以上の加入者分が必要です。加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は労働組合の同意書も必要となります。
3. 「同意書」は、事業所にて取りまとめてご提出いただきますよう、特段のご配慮をお願いします。
4. 「同意書」（PDF・Excel）は、基金ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。
5. 記載例・説明動画・Q&A等もホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
6. 提出期限
令和5年1月13日（金）
※できる限り令和4年12月末までのご提出をお願いいたします。
7. 規約変更により現行の掛金、実際に給付される年金給付及び一時金の額には一切影響はなく、維持・継続されます。
ご不明な点等がございましたら、下記お問合せ先をお願いいたします。

このたびは、事業主および加入者の皆様には業務ご多忙のなか、大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先等について＞

大阪薬業企業年金基金

〒540-0037 大阪府中央区平野町3丁目2番5号

制度改革担当（規約変更担当） 原田・山本・池堂

電話 06-6945-1021

FAX 06-6947-0514

メールアドレス zaisei@daiyaku.jp

ホームページアドレス zaiseik4395